

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月12日 15時41分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港新島公共ふ頭 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位044.7° 1.17海里付近 (概位 北緯34°42.7′ 東経134°51.2′)
事故の概要	貨物船HONG TONG 9は、離岸操船中、岸壁係留中の貨物船寿吉丸及び貨物船三萬吉に衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 HONG TONG 9（ベリーズ籍）、2,997トン 9646027（IMO番号）、HAN X B 貨物船 寿吉丸、287トン 143215、株式会社寿吉 C 貨物船 三萬吉、267トン 141904、有限会社三萬吉
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、五級（航海） C 船長C、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 右舷ハンドレールに擦過傷 C 右舷船首部フェアリーダーに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期 兵庫県播磨町には、令和4年1月11日04時24分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか12人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、船長Aの操船により、西北西方の岸壁にシフトする目的で、船首を西北西方に向けて新島公共ふ頭岸壁に左舷着けとしていた状態から離岸操船を開始した。 A船は、船尾を右方に振って離岸を開始し、係留索を放したところ、急に強まった約10m/sの北西風により東南東方へ圧流され、同岸壁に左舷着けとしていたB船右舷側及びC船右舷船首部に衝突した。 船長Aは、離岸前に気象及び海象の情報を収集しておらず、強風注意報が発表されていることを知らなかった。

	<p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、また、C船は、船長Cほか3人が乗り組み、共に船首を西北西方に向けて左舷着けでそれぞれ係留していたところ、A船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、強風注意報が発表されている状況下、船長Aが、同注意報が発表されていることを知らないまま離岸操船する際、係留索を放して西北西方に向かって離岸操船を始めたことから、急に強まった約10m/sの北西風により東南東方へ圧流され、B船及びC船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船及びC船は、それぞれ係留中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、強風注意報が発表されている状況下、船長Aが、同注意報が発表されていることを知らないまま離岸操船する際、係留索を放して西北西方に向かって離岸操船を始めたため、急に強まった約10m/sの北西風により東南東方へ圧流され、B船及びC船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出航前に気象情報及び海象情報を必ず入手して離岸の可否を判断し、離岸操船が困難になると判断した場合、出航を一時見合わせる事。 ・ 船長は、離岸操船する際に、風の影響で船体が圧流されるおそれがある場合、タグボートの使用も検討すること。